

広島県教育委員会教育長訓令第二号

地 方 機 関

学校以外の教育機関

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和三十四年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表広島県縮景園の項を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第六条を次のように改める。

（広島県立教育センター所長に対する事務委任）

第六条 広島県立教育センター所長に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 広島県立教育センターの庁舎内での別に定める行為に係る許可に関すること。
- 二 広島県立教育センターの庁舎に入ることを制限し、若しくは禁止し、及びその庁舎からの退去を命じること。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一号から第四号までを削り、同条第五号中「第二条第六号」を「第二条第三号」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 二 広島県立生涯学習センターの庁舎内での別に定める行為に係る許可に関すること。
- 三 広島県立生涯学習センターの庁舎に入ることを制限し、若しくは禁止し、及びその庁舎からの退去を命じること。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。